

令和8年度(2026年度) 償却資産(固定資産税)申告の手引き

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

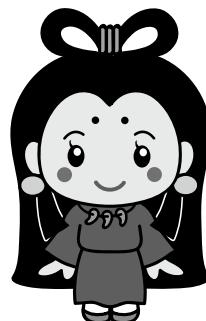
さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、毎年1月1日(賦課期日)現在、淡路市内に所有している償却資産の状況を、市へ申告していただくことになっています。

つきましては、この『申告の手引き』をご参考の上、申告書を作成し、期限までに提出(郵送可)していただきますようお願ひいたします。



あわ神

**申告期限
令和8年2月2日(月)**



あわ姫

*自社作成の申告書を使用される場合は、納税者コードを確認させていただくため、お手数ですが、**本市から送付する申告書を添付してください。**

申告書の控えの返送を希望される方へのお願い

受付印を押した申告書の控えの**返送を希望される場合は**、必ず返送先を記入した**返信用封筒に切手を貼って同封してください。**

eLTAXを利用した電子申告もご利用できます

— もくじ —

I.	償却資産の申告について	2
II.	償却資産の範囲	4
III.	国税との比較	9
IV.	償却資産課税のしくみ	11
	計算方法	12
V.	各資産の耐用年数	14
VI.	その他	
	Q & A	17
	償却資産申告書の記入例	19

●申告書提出先及び問い合わせ先●

淡路市総務部税務課 固定資産税係
〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

電話 0799-64-2505 (税務課直通)
IP電話 050-7105-5005 (税務課直通)
FAX 0799-64-2526 (税務課直通)
IPFAX 050-7105-5032 (税務課直通)

I. 債却資産の申告について

1. 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、淡路市内に事業用の債却資産を所有している個人または法人、例えば、工場、商店、アパート、駐車場、事務所、事業用の設備などを所有している方が該当します。

*資産の増減のない場合、廃業・解散・休業または該当する資産がない場合でも、「債却資産申告書」の「18備考(添付書類等)」にその旨を記入し、申告してください。

2. 申告方法と提出書類

申告方法	令和8年1月1日現在に所有されているすべての債却資産を申告してください。 令和7年1月2日～令和8年1月1日までに増加および減少した資産（市内・市外へ移動させた資産を含みます。）を申告してください。 (申告書に同封しています資産一覧表に記載されていない未申告の資産がある場合は未申告資産も申告してください。)
書類提出	(1)債却資産申告書(債却資産課税台帳) (2)債却資産種類別明細書(資料用)

*申告した後、申告事項に誤りがありましたら修正申告をしてください。

*申告書の書き方がわからない場合は、次の資料をご用意のうえ税務課固定資産税係までお越しください。

①固定資産台帳 ②法人税決算報告書または所得税確定申告書

★エルタックスにより債却資産申告書が提出できます。

- ・オフィスやご自宅からインターネットを使用して申告ができます。
- ・エルタックスに対応している複数の地方公共団体へまとめて申告ができます。
- ・エルタックス対応の市販税務・会計ソフトで作成した申告書がそのまま申告できます。

★eLTAXの利用手続きなどの詳細はホームページ等でご確認ください。

エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

利用時間 8:30～24:00 (土・日・祝日、年末年始12月29日～1月3日は除く)

ヘルプデスク 9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始12月29日～1月3日は除く)

電話番号：0570-081459又は03-6745-0720

3. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

債却資産申告書には個人番号又は法人番号の記載が必要です（共有の場合は記載不要です）。個人番号を記載した申告書を提出いただく際は、番号法に定める本人確認（番号確認と身元確認）を行いますので、3ページの確認資料をご用意ください。郵送で提出される場合又はご本人以外の方が提出される場合は、確認書類の写しを添付してください。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。
個人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また個人番号記載の申告書について、確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、ご了承ください。

	番号確認資料	身元確認資料
●マイナンバーカード（個人番号カード）		
窓口・郵送	●通知カード※ ●住民票の写し (個人番号が記載されたもの) 等	●運転免許証 ●パスポート 等 ●淡路市から送付された印字済の 償却資産申告書
e L T A X (電子申告)	電子証明等により確認を実施するため、確認資料の添付は不要です。	

※「通知カード」については、令和2年5月25日廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

4. 実地調査等のお願い

申告書受理後、申告内容の確認や未申告者の資産調査のため、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行う場合がありますので、その際はご協力ををお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほどお願いいたします。

5. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されない場合は地方税法第386条及び淡路市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

6. 過年度への遡及について

申告内容の修正や申告もれ等の場合の課税については、申告された年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。(ただし、地方税法の規定により、最大5年を限度とします。)

過年度分の課税が発生した場合は、通常の納期と異なり、一括で納付していただくことになります。

II. 償却資産の範囲

1. 固定資産税における償却資産とは

土地・家屋以外の事業用に供される資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものです。ただし、これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有する物を含みます。

2. 償却資産として申告が必要な資産の具体例

資産の種類		申告が必要な資産例
固定資産税上	税務会計上	
1 構築物	建物附属施設	橋、岸壁、貯水池、独立煙突、水槽、舗装路面、広告塔、焼却炉、門、塀、庭園、仮設建物、ネオン塔、貯水槽、固定資産税上家屋として評価されない建物(自転車置場、簡易プレハブ建物、テント倉庫など)など
		<ul style="list-style-type: none">• 電灯照明設備のうち、ネオンサイン、スポットライト、投光器など• 自家発電設備のうち、発電機、操作盤など• 受変電設備のうち、変圧器、受変電盤など• 動力配線設備のうち、生産事業用機器の動力源としての動力配線設備など• 蓄電池設備のうち、蓄電池、配電盤など• 屋外の給排水設備
2 機械・装置	建物附属施設	食品加工業・繊維工業・木材製品製造業・鉄鋼金属工業・窯業・印刷業などの製造機械、建設機械(ブルドーザー、パワーショベル、その他自走作業機械)、運搬設備など
		<ul style="list-style-type: none">• 運搬設備のうち、ホイスト、クレーン、ベルトコンベアなど• 工場などの荷物専用エレベーター、リフトなど• 立体駐車場の機械装置および動力設備
3 船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、遊覧船など(ただし、推進器を有しないしゅんせつ船などは「2 機械・装置」に入ります。)	
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
5 車両・運搬具	フォークリフト・ショベルローダーなどの大型特殊自動車(車種番号が9または90~99、0または00~09になるもの) トロッコ・手押し車などの構内運搬具	
6 工具・器具 および備品	建物附属施設	測定工具、検査工具、取り付け工具、ロール、鍛圧工具、打ち抜き工具などの工具
		厨房機器、コンピューター、コピー、電話器など事務通信機器、カメラ、顕微鏡などの光学機器、看板、金庫、医療機器、理美容機器、娯楽・スポーツ器具、自動販売機、机、椅子、応接セット、ベッド、陳列ケース、テレビ、音響機器、冷暖房機器、冷蔵庫、製氷機、洗濯機、カーテン、じゅうたん、室内装飾品などの器具および備品
		<ul style="list-style-type: none">• 消火設備のうち、手提式消火器、車輪付消火器、屋外の消火栓、配管など• 温湿度調整設備のうち、構造上家屋と一体となっていない冷暖房装置など• 衛生設備のうち、洗濯機、脱水機、乾燥機など• 通信放送設備のうち、交換機、電話器(加入権を除く)スピーカー、マイクロホン、アンプなど• 店舗などの事業用造作設備のうち、カウンター商売販売台、陳列棚、ショーウィンドウ、鏡など家屋の一部と接着しているが容易に取り外しができるもの

3. 建築設備における家屋との区分

建築設備については家屋と償却資産の区分して課税することになっており、主な区分は下記のとおりです。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
受変電設備	自家用発電設備、受変電設備(配線等を含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、灯光機、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
太陽光発電設備	太陽光発電設備一式（右記以外のもの）	屋根建材一体型太陽光発電設備一式
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線、配管
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線等を含む）	屋内の装置
消防設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線等を含む）	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備 給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配管等を含む)、屋外設備 ガソリンスタンド、観葉植物栽培等に使われる給排水設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（旅館、飲食店、病院等）	サービス設備以外の設備
運搬設備	生産ライン用リフト、ベルトコンベア	エレベーター、ダムウェーター、リフト、エスカレーター
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
温湿度調整設備 集塵装置	紡績業、精密機械工業等で使われる設備	

4. 業種別の主な申告の対象となる償却資産

業種	具体例
共通	看板、エアコン、パソコン、LAN設備、応接セット、福利厚生施設(寮、娯楽施設等)の構築物・器具備品、内装・内部造作(テナントの場合)等
不動産貸付業	駐車場舗装、浄化槽、绿化施設、擁壁、フェンス、自転車置場、屋外給排水・電気設備、エレベーター用受変電設備(キュービクル)、地ならし等の土地の造成又は改良のために要した費用(税務会計上構築物としているもの)、下水道接続工事等
農業	農業用建物(ビニールハウス、倉庫、温室、堆肥舎等で土地に定着しておらず建物として評価されていないもの)、各種農機具(管理機、耕運機、乾燥機、脱穀機、粉摺り機等)、かん水設備等
漁業	漁船、船外機、GPS、魚群探知機、巻き上げ機、漁網、いけす等
建設業	大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等)、コンクリートカッター、破碎機、ミキサー、測量機器、発電機等
製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、特定の生産・業務用設備のための電気・ガス・空調設備等
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機等
小売業	冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機、陳列ケース、陳列棚、陳列台、日よけ等
飲食業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、放送設備、カラオケセット、テレビ、レジスター、テーブル、イス、日よけ等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、ゴルフ練習場設備、店内放送設備、防犯監視設備等
医(歯)業	各種医療機器(X線装置、CT装置、MRI装置、心電計、血圧計、医療用ベッド、手術台、分娩台、歯科診療ユニット等)、キャビネット、厨房設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌機、パーマ器、ドライヤー、サインポール、テレビ等
自動車整備業 ガソリン販売業	スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、地下タンク、ガソリン計量器、独立キャノピー等
宿泊業	ルームインジケーター設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
太陽光発電※	太陽光パネル、架台(レール)、接続箱、パワーコンディショナー、表示ユニット、電量計

■太陽光発電設備の課税対象

	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	【課税対象】 家屋の屋根等に設置して発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電にかかる設備は課税の対象となる。	【課税対象外】 売電するための事業用資産に該当しないため、課税の対象外。
個人 (事業用)	【課税対象】 家屋や構築物、事業場、又は農地等(※)に設置した太陽光発電設備は、事業用の資産となるため、発電出力量や売電の有無にかかわらず、課税の対象となる。	
法人		

※農地等に太陽光発電設備を設置した場合、課税地目を雑種地として評価します。

5. その他、注意が必要な償却資産

注) 申告が必要です。	
1 決算の翌日以降令和8年1月1日までに増加および減少のあった資産	
2 簿外資産	帳簿に記載されていないが、事業の用に供することができる資産
3 償却済資産	すでに減価償却を終わり最低限度額（取得価格の5%）のみとなっている資産
4 資本的支出	改良費のうち、資本的支出として資産計上したものは、本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。
5 少額の減価償却資産	取得価格20万円未満のものであっても、個別償却している資産（一括償却資産は除きます。）
6 即時償却資産 (租税特別措置法特例)	国税において、取得価額30万円未満の資産で全額損金算入した資産
7 遊休未稼働資産	現在稼働していないが、事業の用に供しうる状態にある資産
8 減価償却を行っていない資産	赤字決算などのため減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
9 割賦購入資産	割賦金の完済していないものでも、すでに事業の用に供している資産（売り主が所有権を留保している場合でも、買い主の方が申告してください。）
10 貸付資産 (リース資産)	資産の所有者が、事業を行う他の者に貸し付けている事業用資産（貸付を業としている場合は、事業用・非事業用にかかわらず申告してください。）
11 信託会社より譲渡を条件に賃貸されている資産	当該資産については借受人が納税義務者とみなされますので、借受人の方より申告してください。
12 建設仮勘定の資産	建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部または全部が1月1日現在事業の用に供している資産
13 大型特殊自動車	車種別番号が「0」、「00~09」、「000~099」、「9」、「90~99」、「900~999」のフォークリフト、ショベルローダー等の資産

注）申告の必要がありません。

少額資産	国税において、一時に損金（必要な経費）に算入された資産（使用期間が1年未満又は取得価額10万円未満のもので、一時に損金算入した資産）
一括償却資産	国税において、取得価額20万円未満の資産で、3年間の一括償却を行っている資産
自動車税、軽自動車税の対象となる車両等	自動車税、軽自動車税の対象となる車両及びそれらに付随するカーラジオ、カーナビゲーション等の資産
小型特殊自動車	小型特殊自動車は軽自動車税の対象です。 ※フォークリフト等でも、長さ4.7m以下かつ幅1.7m以下かつ高さ2.8m以下で、最高速度15km/h以下のものは、小型特殊自動車ですので、ナンバープレートの有無にかかわらず、申告は不要です。 ※最高速度35km/h未満の農耕作業用自動車は小型特殊自動車です。
無形固定資産	特許権、ソフトウェア等の無形固定資産
生物	観賞用、興行用の事業に使うものを除く馬、牛、鶏、魚等の生物
他市町村の資産	他市町村で事業の用に供している資産（淡路市に所在しない資産は、淡路市に申告の必要はありません。）

注）借用資産（リース資産）と割賦販売について。

資産が借用資産（リース資産）である場合には、原則として申告対象とはなりませんが（所有者への課税となります）、割賦販売で購入された資産については申告対象となりますので、ご注意ください。

III. 国税との比較

国税（所得税・法人税など）との比較表

項目	国税(法人税及び所得税)の取り扱い	地方税(固定資産税)の取り扱い
償却計算の期間	法人：事業年度 個人：暦年	暦年（賦課期日制度）1月1日
減価償却の方法	一般の資産は、定率法・定額法の選択制度（平成10年4月1日以降に取得の建物は定額法のみ） 【定率法選択の場合】 ◎平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ◎平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は、定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません（注1）
特別償却・割増償却	認められます（租税特別措置法）	認められません
増加償却	認められます（所得税法・法人税法）	認められます
評価額の最低限度額	備忘価格（1円）まで	取得価格の5%
改良費	原則として区分評価（一部、合算評価も可）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します）（注2）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能（法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注4）
即時償却資産（中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能（租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）	課税対象になります

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、**圧縮前の取得価額としてください。**

（注2）平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、**固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。**

（注3）法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

償却方法と取得価額による申告一覧

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			20万円以上	減価償却

IV. 債却資産課税のしくみ

1 債却資産申告書の提出・受付

2 税額の計算

(1)課税標準額の計算（詳細は次項参照）

申告書をもとに、課税標準額（令和8年1月1日現在の債却資産の価格）を計算します。

(2)税額の計算（詳細は次項参照）

課税標準額（決定価格）に税率を乗じて税額を計算します。

税率は1.4%（標準税率）です。

3 免税点の判定

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

なお、150万円未満になるかどうかは、本市で計算した結果によりますので、

債却資産の多少にかかわらず申告してください。

4 固定資産課税台帳の閲覧

申告または調査に基づいて債却資産の価格などが決定されると、債却資産課税台帳に登録されます。課税台帳は毎年4月1日から閲覧できます。

5 納税通知書の発送：5月中旬

納期：5月、8月、12月、2月の年4回です。

一括して納めていただくこともできます。

実地調査

地方税法の規定により、適宜実地調査を行っています。ご協力をお願いします。

＜減価残存率表＞

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のものA	前年前取得のものB			前年中取得のものA	前年前取得のものB			前年中取得のものA	前年前取得のものB
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

計算方法

1. 課税標準額の計算方法

(1) 各償却資産ごとに、下の算式により『評価額』を計算します。

(2) (1)により計算した償却資産について、評価額を合算します。

(3) 合算した評価額がその事業者の
「決定価格」 = 「課税標準額」になります。
ただし、課税標準額の特例が適用となる場合は、
「決定価格」 - 課税標準の特例減少額 = 「課税標準額」になります。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) = \text{取得価額} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{前年度評価額} \times B$

r : 耐用年数に応ずる減価率。

A : 半年分の減価残存率で前ページ<減価残存率>のA欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で前ページ<減価残存率>のB欄の率です。

- 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- 取得価額には、その資産を取得するときに必要な費用（据付費、運搬費など）を含みます。
- 計算の最終結果は小数点以下を切り捨てます。
- 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

【評価額の計算例】

令和7年9月取得の取得価額50万円のエアコン（耐用年数6年）の評価額

令和8年度（1年目） $500,000\text{円} \times 0.840 = 420,000\text{円}$

令和9年度（2年目） $420,000\text{円} \times 0.681 = 286,020\text{円}$

⋮ (以降前年度評価額×0.681)

令和13年度（6年目） $90,330\text{円} \times 0.681 = 61,514\text{円}$

令和14年度（7年目） $61,514\text{円} \times 0.681 = 41,891\text{円}$

令和15年度（8年目） $41,891\text{円} \times 0.681 = 28,527\text{円}$

令和16年度（9年目） $28,527\text{円} \times 0.681 = 19,426\text{円} < 25,000\text{円}$ （取得価額の5%）

※令和16年度算出額が取得価額の5%より小さくなりますので、以降の評価額は25,000円となります。

2. 令和8年度 税額の計算例

資産種類	資産の名称	数量	取得年月	取得価額(円)	耐用年数	評価額(円)
1	舗装路面	1	令和4年2月	5,000,000	10年	2,245,038
1	看板	1	令和6年3月	2,500,000	20年	2,104,987
2	パワーショベル	1	平成29年4月	8,900,000	5年	445,000
2	太陽光パネル	1	令和7年2月	3,000,000	17年	2,808,000
6	エアコン	1	令和7年9月	500,000	6年	420,000
合 計		5		19,900,000		8,023,025

決定価格 = 課税標準額（特例適用資産がない場合）

課税標準額の1,000円未満を切り捨て、税率1.4%を乗じます。

$8,023,000\text{円} \times 0.014 = 112,322\text{円}$

*土地・家屋をお持ちの場合は、それぞれの課税標準額を合算してから1,000円未満を切り捨てます。

上の計算結果の100円未満を切り捨てた額が、税額です。

$112,322\text{円} \Rightarrow 112,300\text{円}$ （税額）

課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例を受けるためには、課税標準の特例適用申請書とともに添付書類を提出していただく必要があります。

※課税標準の特例適用申請書は淡路市ホームページからダウンロードできます。

課税標準の特例が適用される償却資産の例

特例対象資産	適用期間	特例率	適用条項		添付書類
内航船舶	なし	2分の1	地方税法 第349条の3	第5項	<ul style="list-style-type: none"> 船舶原簿、船籍票および登録票の写し 等
再生可能エネルギー発電設備 (自家消費型太陽光発電設備)	3年度分	1,000kw未満 →3分の2 1,000kw以上 →4分の3	地方税法 附則第15条	第25項	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる各補助金等の交付決定通知書の写し 太陽光発電設備の出力規模等が確認できる資料
中小事業者等が先端設備等導入計画に従って取得した新規設備等	(令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した設備) 賃上げ方針1.5%以上 →3年度分 賃上げ方針3%以上 →5年度分	賃上げ方針1.5%以上 →2分の1 賃上げ方針3%以上 →4分の1	地方税法 附則第15条	第43項	<ul style="list-style-type: none"> 先端設備等導入計画に係る申請書の写し 先端設備等導入計画認定書の写し 認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ※リース会社が申告する場合は、上記添付書類と併せて、 リース契約書の写し リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し
中小事業者等が先端設備等導入計画に従って取得した新規設備等	(令和7年3月31日までに取得した設備) 賃上げ方針あり →4年度分 賃上げ方針なし →3年度分	賃上げ方針あり →3分の1 賃上げ方針なし →2分の1	地方税法 附則第15条	旧第44項	<ul style="list-style-type: none"> 先端設備等導入計画に係る申請書の写し 先端設備等導入計画認定書の写し 認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し ※賃上げ方針ありの場合は、上記添付書類と併せて、 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ※リース会社が申告する場合は、上記添付書類と併せて、 リース契約書の写し リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

V. 各資産の耐用年数

機械装置以外のもの

資産の名称		耐用年数	区分
アスファルト舗装		10年	構築物／舗装道路及び舗装路面
コンクリート舗装		15年	
インターロッキング(カラータイル)舗装			
コンクリートブロック塀・門		15年	構築物／コンクリート造り又はコンクリートブロック造りのもの
フェンス		10年	構築物／金属造りのもの
外灯		10年	
看板	金属製	20年	構築物／広告用のもの
	金属製以外	10年	
門・アーチ	金属製	20年	
	金属製以外	10年	
植え込み(花壇)		20年	構築物／緑化施設及び庭園／その他緑化施設
		15年	
ごみ置場		15年	構築物／コンクリート造り又はコンクリートブロック造りのもの
側溝		15年	
グレーチング	コンクリート製	15年	器具・備品／主として金属造りのもの
	金属製	10年	
プロパン庫		7年	建物／簡易建物／掘立造りのもの及び仮設のもの
受水槽		15年	構築物／金属造りのもの
自転車置き場・車庫用屋根部分		7年	建物／簡易建物／掘立造りのもの及び仮設のもの
		19年	建物／金属造りのもの
エアコン		6年	器具・備品／冷房用又は暖房用機器
橋		60年	構築物／鉄骨・鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りのもの
		45年	構築物／金属造りのもの(はね上げ橋を除く)
電気設備	蓄電池電源設備	6年	建物附属設備
	受変電設備など	15年	
屋外給排水設備		15年	
フォークリフト		4年	車両・運搬具／フォークリフト
事務用机・椅子	金属製	15年	器具・備品／事務机、事務いす及びキャビネット
	その他	8年	
応接セット	接客業用	5年	器具・備品／応接セット
	その他	8年	
パソコン	サーバ用以外	4年	器具・備品／電子計算機／パソコン
	サーバ用	5年	
コピー機		5年	器具・備品／複写機ほか
電話設備	デジタルボタン	6年	器具・備品／電話設備その他の通信機器
	その他	10年	
ファクシミリ		5年	器具・備品／ファクシミリほか
テレビ		5年	器具・備品／ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器
金庫	手さげ用	5年	器具・備品／金庫
	その他	20年	
医療機器	歯科診療用ユニット	7年	器具・備品／医療機器
	レントゲン	6年	
理容・美容機器		5年	器具・備品／理容又は美容機器
陳列棚	冷凍・冷蔵庫付	6年	器具・備品／陳列だな及び陳列ケース
	その他	8年	
冷蔵庫		6年	器具・備品／電気冷蔵庫ほか
厨房用品	陶磁器・ガラス製	2年	器具・備品／食事又はちゅう房用品
	その他	5年	

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40.3.31大蔵省令第15号)別表一より抜粋

機械装置の耐用年数

設備の種類(業種別)		耐用年数	設備の種類(業種別)		耐用年数	
食料品製造業		10年	はん用機械器具製造業		12年	
飲料・たばこ・飼料製造業		10年	生産用機械器具製造業	・金属加工機械製造設備 ・その他の設備	9年 12年	
繊維工業	・炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他 ・その他の設備	3年	業務用機械器具製造業		7年	
		7年	電子部品・デバイス・電子回路製造業	・光ディスク(追記型・書換え型)製造設備 ・プリント配線基板製造設備 ・フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路・半導体素子製造設備 ・その他の設備	6年 6年 5年	
木材・木製品(家具を除く)製造業		8年			8年	
家具・装備品製造業		11年	電気機械器具製造業		7年	
パルプ・紙・紙加工品製造業		12年	情報通信機械器具製造業		8年	
印刷業・同関連業	・デジタル印刷システム設備 ・製本業用設備 ・新聞業用設備 モノタイプ・写真・通信設備 その他の設備 ・その他の設備	4年	輸送用機械器具製造業		9年	
		7年	その他の製造業		9年	
		3年	農業		7年	
		10年	林業		5年	
		10年	漁業(水産養殖業用の設備を除く)		5年	
		8年	水産養殖業		5年	
化学工業	・臭素・よう素・塩素、臭素・よう素化合物製造設備 ・塩化りん製造設備 ・活性炭製造設備 ・ゼラチン・にかわ製造設備 ・半導体用フォトレジスト製造設備 ・フラットパネル用カラー フィルター、偏光板・偏光板用フィルム製造設備 ・その他の設備	5年	鉱業、採石業、砂利採取業	・石油・天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他 ・その他の設備	3年 6年 12年 6年	
		4年				
		5年				
		5年				
		5年				
		5年	総合工事業		6年	
		8年	電気業			
		7年	・電気業用水力発電設備 ・その他の水力発電設備 ・汽力発電設備 ・内燃力・ガスタービン発電設備 ・送電・電気業用変電、配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他	22年 20年 15年 15年		
		8年	・鉄道・軌道業用変電設備 ・その他の設備 金属製のもの その他のもの	15年 18年 22年 15年		
		9年		17年 8年		
ゴム製品製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	9年				
		9年				
窯業、土石製品製造業		9年				
鉄鋼業	・表面処理鋼材・鉄粉製造業、鉄スクラップ加工処理業用設備 ・鈍鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材・鋳鉄管製造業用設備 ・その他の設備	5年				
		9年				
		14年				
非鉄金属製造業	・核燃料物質加工設備 ・その他の設備	11年 7年				
金属製品製造業	・金属被覆・彫刻業、打はく・金属製ネームプレート製造業用設備 ・その他の設備	6年 10年				

設備の種類(業種別)		耐用年数	設備の種類(業種別)		耐用年数	
ガス業	• 製造用設備 • 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他 • その他の設備 金属製のもの その他のもの	10年	技術サービス業 (他に分類さ (れないもの)	• 計量証明業用設備 • その他の設備	8年 14年	
		22年	宿泊業		10年	
		13年	飲食店業		8年	
		13年	洗濯業、理容業、美容業、浴場業		13年	
		15年	その他の生活関連サービス業		6年	
		17年	娯楽業	• 映画館・劇場用設備 • 遊園地用設備 • ポウリング場用設備 • その他の設備 金属製のもの その他のもの	11年 7年 13年	
		8年			17年 8年	
熱供給業		17年	教育業 (学校教育業) (を除く) 学習支援業	• 教習用運転シミュレータ 設備 • その他の設備 金属製のもの その他のもの	5年	
水道業		18年			17年	
通信業		9年			8年	
放送業		6年				
映像・音声・文字情報制作業		8年	自動車整備業		15年	
鉄道業	• 自動改札装置 • その他の装置	5年 12年	その他のサービス業		12年	
道路貨物運送業		12年	その他	• 機械式駐車設備 • ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 • その他の設備 金属製のもの その他のもの	17年 8年	
倉庫業		12年				
運輸に附帯するサービス業		10年				
飲食料品卸売業		10年				
建築材料・鉱物金属材料等 卸売業	• 石油・液化石油ガス卸売用 設備(貯そうを除く) • その他の設備	13年 8年				
飲食料品小売業		9年	その他	• ガソリン・液化石油ガス スタンド設備 • その他の設備 金属製のもの その他のもの	17年 8年	
その他の小売業	• ガソリン・液化石油ガス スタンド設備 • その他の設備 金属製のもの その他のもの	8年 17年 8年				

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40.3.31大蔵省令第15号)別表二より

機械装置の耐用年数の改正について

平成20年度税制改正により、機械及び装置を中心に、減価償却資産の耐用年数が大幅に変更されました。特に機械及び装置については390区分を55区分に見直す全面改正が行われました。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令、平20.4.30財務省令第32号)

新しい耐用年数は、固定資産税（償却資産）においては、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、既存資産を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数が適用となります。(取得当初に遡及して再計算するものではありません。)

Q & A 償却資産

Q1 儗却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A1 儗却資産は土地・家屋のような不動産登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。

Q2 資産の内容に変更がなくても申告しないといけないのですか？

A2 申告してください。償却資産申告書の右下の「18 備考」の増減なしを○で囲んでください。

Q3 リース資産は、申告対象になりますか？

A3 基本的にリース会社に申告していただきます。
ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借主が申告することになります。

Q4 フォークリフトを購入しました。償却資産の課税対象となりますか？

A4 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち**大型特殊自動車については償却資産の課税対象となります**。自動車税の課税対象になる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車については償却資産の課税対象にはなりません。

Q5 共同住宅(アパート)を経営しています。どのようなものが課税対象となりますか？

A5 例えば駐車場の舗装路面や門、自転車置場、塀、植木など。「土地・家屋以外の資産で事業の用に供することができる資産」が償却資産の課税対象となります。



□ は申告の対象となります。 * () 内は耐用年数です。

Q6 貸しビルに賃借人（テナント）が取り付けた内装などの附帯設備の納税義務者は誰になるのでしょうか？

A6 当該附帯設備が事業用であれば、賃借人（テナント）の償却資産として賃借人（テナント）が納税義務者となりますので、申告が必要となります。

（ただし、平成16年6月24日までに取得されたものについては、分離課税の届書が提出されている場合のみ、上記の取り扱いとなります。）

《主な設備等の例》

設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
動力配線設備	○			○
中央監視設備		○		○
電灯コンセント設備、照明器具設備（屋外）		○		○
電灯コンセント設備、照明器具設備（屋内）	○			○
ガス設備（屋内）、給排水設備（屋内）、衛生設備	○			○
空調設備（家屋と構造上一体のもの）	○			○
消火栓設備、スプリンクラー設備	○			○
エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター	○			○
広告塔、ネオンサイン、袖看板		○		○
床、壁、天井仕上げ、店舗造作等	○			○
外構工事（門、塀、緑化施設）		○		○

（注）特定の生産又は業務用設備については、上記の区分に関わらず、償却資産として課税されます。

Q7 建物工事一式で減価償却している場合、償却資産の申告はどのようにすればいいですか？

A7 工事内訳書等で対象資産を選別し、申告していただくことになります。

Q8 店舗を借りて事業をしていますが、内装は誰が申告するのですか？

A8 テナント等が取り付けた内部造作等は、テナント側が償却資産の申告をしてください。

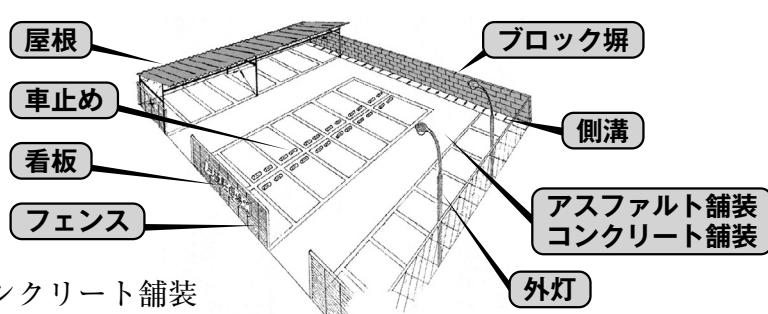
Q9 社員の福利厚生のために独身寮を建設しました。このような福利厚生施設の設備・備品に対しても償却資産として申告が必要ですか？

A9 必要です。

償却資産とは、事業の用に供することができる資産のことをいいますが、その中には事業所が本来の業務に使用されている資産だけでなく、この場合のように、間接的に使用されている資産についても事業の用に供することができる資産と解されています。

Q10 貸し駐車場を経営しています。どのようなものが償却資産として、申告が必要ですか？

- A10
- ・屋根
 - ・ブロック塀
 - ・看板
 - ・車止め
 - ・フェンス
 - ・外灯
 - ・側溝
 - ・アスファルト舗装、コンクリート舗装



償却資産申告書の記入例(1)

印字内容の確認をし、訂正があれば変更してください。

6 この申告について
応答される方の係名、
氏名及び電話番号を記
入してください。

3 マイナンバー制度による個人番号又は法人番号を記入ください。

8~14 それぞれ該当する方を○で囲んでください。
(わからぬい場合は空欄にしておいてください。)

(イ) 前年前に取得した資産の取得額を資産の種類別に記入してください。(全資産申告のみ)

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
 ＊増減申告の場合は、この欄に記入してください。

(ハ) 前年中に減少した資産の種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額を記入してください。

(ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

* 増減申告の場合、この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価格の合計額と同じです。

(二) (イ)(ロ)(リ)によつて算出した
取得価格の合計額を資産の種
類別に記入してください。

記入する必要はありません。

記入する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行なう場合は記入してください。

記入例(2)

令和 8 年度 償却資産種類別明細書（資料用）

所有者名 ○△建設

所有者コード 0000000000

資産の種類
番号
連番
資産の名称等
量
数
取得年月
年号
年
月
量
取 得 価 領
(円)
耐用年数
減価残存率
評 価 額
(円)
課 税 標 準 額
(円)
増 加 事 由
の課 税 標 準 額
(円)

連番	資産の種類	資産の名称等	量	数	取得年月	年号	年 月	取 得 価 領 (円)	耐用年数	減価残存率	評 価 額 (円)	課 税 標 準 額 (円)	増 加 事 由 の課 税 標 準 額 (円)
1 1	0000010	舗装路面	1	5 4 2	50000000	10	0.794	2245038			2245038		
2 1	0000011	看板	1	5 6 3	25000000	20	0.891	2104987			2104987		
3 2	0000012	パワーショベル	1	4 29 4	89000000	5	0.631	445000			445000		
4 6	0000043	エアコン	1	5 13 9	15000000	6	0.684	7500			7500		
2	0000014	太陽光パネル	1	5 7 2	30000000	17	0.936	2808000			2808000		1
6	0000015	エアコン	1	5 7 9	5000000	6	0.840	420000			420000		1

【新規取得及び全資産、増加資産について】

※送付した明細書の空欄に追加資産をご記入ください。

新たに取得された償却資産について次の事項を参考にご記入ください。

■資産の種類 該当する数字をご記入ください。

「構築物」→1 「機械・装置」→2 「船舶」→3 「航空機」→4 「車両・運搬具」→5 「工具・器具・備品」→6

■資産の名称等 増加した資産の名称をご記入ください。

■数量 取得数量をご記入ください。

■取得年月 年号については「昭和」→3 「平成」→4 「令和」→5

■取得価格 取得価格をご記入ください。

■耐用年数 適用する耐用年数をご記入ください。

該当する事由の数字をご記入ください。

「新品取得」→1 「中古品取得」→2 「移動による受け入れ」→3 「その他」→4

◎令和 7 年 1 月 2 日～令和 8 年 1 月 1 日までに取得した資産、市外の事業所から移動してきた資産および申告もれ資産について記入してください。

4：航空機 5：車両及び運搬具
6：工具、器具及び備品

【減少資産について】

減少した資産がある場合は次の事項を参考にご記入ください。
■減少した資産を赤のボールペン等で見え
消しをしてください。
■取得年月の上に廃少年月をご記入ください。

※注意「増加事由」の欄は「1：新品取得」、「2：中古品取得」、「3：その他の」のいずれかの番号を書いてください。